

## 伊勢原市優良建設工事表彰要綱

(目的)

第1条 この要綱は、伊勢原市が発注した建設工事（以下「工事」という。）を受注した者のうち、他の模範となる優れた工事を施行したものを表彰することにより、工事の適正な施行と技術の向上を図ることを目的とする。

(表彰の種類)

第2条 表彰の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 感謝状による表彰

(2) 表彰状による表彰

2 前項に規定する表彰には、記念品を贈ることができる。

(感謝状の対象)

第3条 感謝状による表彰は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行うものとする。

(1) 適正な工程管理に基づき施工し、特に優れた出来栄の工事を施行した者

(2) 著しく困難な条件を克服し、工事を施行した者

(3) 工期を短縮することにより、公共施設等の利用効果を著しく高めた者

(4) 現場管理、施工技術、仕事に対する熱意等が、特に優れている者

(5) その他市長が特に認める者

(表彰状の対象)

第4条 表彰状による表彰は、長年にわたり、市発注工事の施行に当たり、特に優秀な成績を収めたことにより市勢の伸展に寄与し、その功績が他の模範となる者で市長が認めるものに対して行うものとする。

(欠格事項)

第5条 表彰日以前2箇年の間において、伊勢原市建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領（平成元年伊勢原市告示第26号）により指名停止の処分を受けた者は、第3条又は前条の規定に該当する場合であっても、当該表彰を行わないものとする。

(推薦の手続)

第6条 工事担当課長は、第3条又は第4条の規定に該当する者がいるときは、推薦調書（第1号様式）を工事検査主管課長に提出するものとする。

2 工事検査主管課長は、第3条第1号及び第4条に該当する者については、工事担当課長の意見を聞いたうえで再推薦することができる。

3 前項の規定により工事検査主管課長が再推薦した場合は、推薦の理由を次条に規定する審査委員会において説明し、審査を受けることとする。

(審査委員会)

第7条 表彰の適否について審査するため、伊勢原市優良建設工事表彰審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

2 審査委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長には副市長を、副委員長には総務部長を、委員には企画部長、経済環境

部長、都市部長及び土木部長をもって充てる。

4 前項の委員のほか、委員長は必要により関係職員の出席を求め意見を聴くことができる。

5 委員長は、委員会を招集し、会務を総理する。

6 副委員長は、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

7 委員長は、付議された事案を審査したときは、その結果を市長に報告しなければならない。

(被表彰者の決定)

第8条 被表彰者は、表彰実施年度の前年度及び前々年度に完成した工事を施工した業者の中から審査委員会の審査結果に基づき、市長が決定する。

(表彰の時期)

第9条 第2条第1項第1号に定める表彰は隔年度に、同項第2号に定める表彰は適当と認められる時期に実施し、原則としてその年の8月末日までに行うものとする。

(庶務)

第10条 審査委員会及び表彰に関する庶務は、工事検査主管課が行うものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この告示は、平成元年4月1日から施行する。

2 伊勢原市優良建設請負業者感謝状授与基準は廃止する。

附 則

この告示は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成9年8月1日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則

この告示は、平成17年7月1日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年6月19日告示第89号)

この告示は、公表の日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

検査主管課長 殿

工事担当課長



推 薦 調 書

伊勢原市優良建設工事表彰要綱第6条の規定により次のとおり推薦いたします。

推薦業者名

推薦理由

\* 推薦理由は工事名等具体的に記入してください